外部役員の利益相反に関する細則(案)

第1条(目的)

この細則は、〇〇〇〇八イツ管理規約(以下、「規約」という。)第37条の2の規定に基づき、外部役員の職務執行に伴い、取引きに伴う利益相反について定めることにより、利益相反を防止することを目的とする。

第2条 (利益相反取引の定義)

役員が自己又は第三者のために管理組合とする取引(双方代理行為も含む。)を言う。

第3条(対象となる主な業務)

本細則は外部役員が行う次の活動に対して適用されるものとする。

- 一 発注業務
- 二 事務管理受託業務
- 三 理事の場合の理事会活動

第4条 (利益相反取引の適用除外)

外部役員が職務執行に伴う直接取引き及び間接取引きを行う場合は、理事会で取引内容等を説明し、承認決議を受けて、監事の承認を得た場合を除く。

第5条 (利益相反委員会の設置)

管理組合は理事会が中心となり、組合員の参加を求めて利益相反委員会を設置することができるものとする。

第6条(違反者に対する措置)

外部役員の利益相反取引きが確認された場合は、理事会で当事者から説明・聴聞を行い、利益相反委会 設置の是非を検討する。

- 2 理事会で利益相反委員会設置が承認された場合には、速やかに委員を募集し利益相反委員会を設置する。
- 3 利益相反委員会は、利益相反取引を行った外部役員から説明・聴聞を行い、調査・検討して理事会へその措 置を且申する
- 2 理事会は利益相反委員会の具申を受け、理事会で処置を決定して当該外部役員に通知するものとする。

第7条 (不服申立)

当事者が理事会決定に不服がある場合には、しかるべき期間内に理事長に不服申立を行うことができるものとする。

第9条 (その他)

その他必要な事項については、理事会に諮り、理事会承認後、理事長が当該外部役員に通知するものとする。

付 則

第1条 (細則の発効)

この細則は、平成○○年○○月○○日から効力を発する